

広告規制型景観形成地区（本陣通り地区）における基本方針（案）

1 広告物の表示および掲出物件の設置に関する基本的な考え方

広告規制型景観形成地区として指定する市道宮町渋川線のうち、県道山田草津線から草津川跡地までの区間は、現存する日本で最大の国指定史跡草津宿本陣があり、東海道の歴史を色濃く残すまちなみである。

この佇まいを活かし、まちの賑わいや住みやすい景観づくりを目指すため、平成28年10月27日には景観法に基づく住民提案制度を活用し、土地所有者等の同意を得て景観形成重点地区（以下 重点地区）の指定提案を受けたところである。

今回、当該区間における重点地区の指定と合わせて広告規制型景観形成地区として指定することで、歴史街道にふさわしい佇まいの中にも、まちの賑わいを創出していくための広告物の秩序ある設置が実現し、よりいっそう良好な沿道景観の保全と創出が図れるものとする。

2 広告物および掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

⇒別紙基準表のとおり